

大阪大学利益相反ポリシー

平成16年10月21日制定
平成26年 3月24日改正
平成27年 4月 1日改正
平成27年 8月31日改正
平成29年 8月26日改正
令和 元年 8月26日改正
令和 2年 4月 1日改正
令和 2年10月 1日改正

1. 目的

大阪大学は「地域に生き世界に伸びる」をモットーとし、研究・教育・社会貢献をその使命としている。これからの「知の時代」において、大阪大学の果たす役割はますます重要になり、より一層の社会貢献が期待されている。

大阪大学は研究成果を社会に公表、還元することにより、人類の進歩と地域の発展に寄与することを目指す、いわゆる「開かれた」大学を目指しており、高度な研究により得られる、産業上有意義な知見については人類共通の知的財産として、産学官連携活動を通じて社会に還元することで、産業の振興に貢献することを重要な使命としている。

産学官連携を成功させるためには、真理の追求を目的とする大学と利潤追求を目的とする企業とが、目的と役割の相違を越えて、お互いの立場を尊重しながら協力し合う必要がある。しかしながら、このような活動においては、大学または教職員等についていわゆる利益相反が生じうる。

したがって、大阪大学の教職員等は、産学官連携活動を含む社会貢献を積極的に推進するに際しては、利益相反が不可避免的に発生することを十分に認識し、適切に対応することが求められる。

本ポリシーの目的は、利益相反に関する基本的な考え方を策定することにより、大阪大学の教職員等が利益相反の特徴を明確に理解した上で、産学官連携活動を含む社会貢献を公正かつ積極的に推進できる環境を整備することにある。

2. 利益相反の定義

(1) 狭義の利益相反

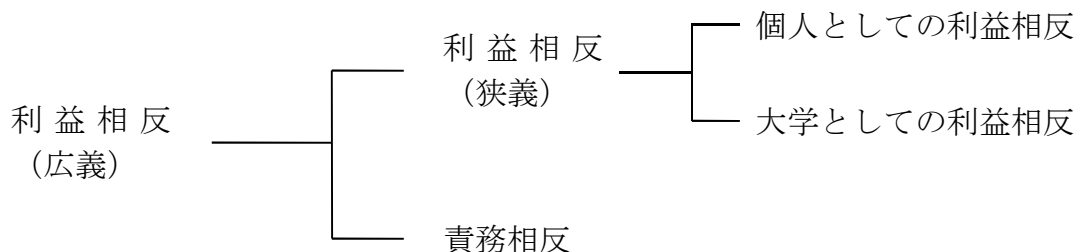
教職員等が産学官連携活動に伴って得る利益と教育・研究という大学における責任が衝突・相反している状況をいう。個人としての利益相反と大学組織としての利益相反がある。

(2) 責務相反

教職員等が兼業活動により、企業等に職務遂行責任を負っていて、大学における職務遂行責任と企業に対する職務遂行責任が両立しない状態をいう。

(3) 利益相反問題の発生

教職員等が個人としての利益や責務を優先させて活動したと客観的に思われる場合に利益相反が問題となる。



本ポリシーでは、狭義の利益相反と責務相反を合わせて、広義の利益相反として利益相反の対象とする。

3. 利益相反への対応

大阪大学は、教職員等の利益相反行為の防止と、万一生じた利益相反行為の解決に対応するため、本ポリシーを定めるとともに、利益相反管理体制を構築する。また、教職員等がより高いモチベーションで産学官連携活動を実施することが可能となるよう、利益相反ガイドラインを策定し、学内外に明示する。なお、臨床研究における利益相反ガイドラインについては別途規定する。

4. 利益相反管理体制

- ① 共創を担当する理事を委員長とする利益相反委員会（以下「委員会」という。）を設け、利益相反に関する重要事項を審議・審査する。
- ② 大学としての利益相反に関する諮問機関として利益相反アドバイザーボードを設け、委員会からの諮問に対して答申する。
- ③ 利益相反問題を未然に防ぐために、利益相反相談室を設ける。利益相反相談室は委員会の下に設置する。
- ④ 各部局長は部局内教職員等が利益相反の問題を起こさないように指導する。
- ⑤ 利益相反の管理に当たっては、顧問弁護士をはじめとする学外の有識者や各分野の専門家の協力を仰ぐ。

5. 利益相反の対象となる職員

本ポリシーにおいて対象としている教職員等とは、以下の者を指す。

- ① 役員
- ② 常勤の教職員
- ③ その他委員会が対象者と判断した者

6. 自己申告すべき情報

教職員等は委員会が定める調査票書式に従って、利益相反状況の判断に必要な下記の事

項に関する情報を定期的に報告しなければならない。

- ① 兼業（活動内容および収入）
- ② 報酬、株式保有等の経済的利益
- ③ 教職員自身に帰属する発明の技術移転とその実施料収入
- ④ 共同研究及び受託研究の受入れ状況
- ⑤ 寄附及び設備物品の供与
- ⑥ 利害関係にある者に対する施設・設備の利用提供
- ⑦ 利害関係にある者からの物品購入

7. 大学としての利益相反について収集すべき情報

大阪大学は、大学が株式を保有等（大学が出資している特定研究成果活用支援事業者及び特定研究成果活用支援事業者が無限責任組合員として業務を執行する投資事業有限責任組合を通じて保有している場合を含む）している事業者等に係る下記の事項に関する情報を収集しなければならない。

- ① 株式保有等の経済的利益
- ② 大学が保有する知的財産の技術移転とその実施料収入
- ③ 共同研究及び受託研究の受入れ状況
- ④ 寄附及び設備物品の供与
- ⑤ 利害関係にある者に対する施設・設備の利用提供
- ⑥ 利害関係にある者からの物品購入

8. 利益相反に関する審査及び審査結果に対する不服申立て

- ① 委員会は教職員等からの開示情報に基づき、利益相反状況を審査する。
- ② 問題の発生が懸念される時は、当該教職員等への事情聴取を行い、改善を要する場合は、その旨勧告する。
- ③ プライバシーに関する情報開示は行わない。
- ④ ここでの審査に不服がある場合は、再度、委員会に審議を求めることができる。委員会は再度審議を行い、総長が決定し、この決定に従わせる。

9. 情報開示

委員会は、利益相反の管理状況について内外に開示する。

- ① 利益相反ポリシー等への取り組み状況を外部へ公開する。また、運用状況についても定期的に開示する。
- ② ポリシー・ガイドライン等を教職員等へ周知させるとともに、運用状況を定期的に開示する

10. 教職員等への啓発

- ① 利益相反問題に関する意識向上のため、教職員等に対し専門家による研修を実施する。
- ② 利益相反相談室を設け、いつでも相談できる体制にする。

1 1. 見直しの実施

国内外の経済社会情勢の変化、産学官連携活動の態様の変化、利益相反問題の事例蓄積状況等に応じて、本ポリシーの適宜見直しを実施する。